

## 公売財産明細書

売却区分	6	見積価額	¥ 880,000
番号		公売保証金	¥ 90,000

### 財産の表示

#### (土地)

1 所在地	南都留郡忍野村忍草字大割 1571番1
地番	田
地目	613.00 m <sup>2</sup>
地積	1分の1
持分	
2 所在地	南都留郡忍野村忍草字大割 1571番4
地番	公衆用道路
地目	185.00 m <sup>2</sup>
地積	2分の1
持分	

以上登記簿による表示

公売対象物件1と2は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行う。

## 財産の状況

- 1 対象物件 1 は、北西端部分が幅員約 4 m の舗装私道（対象物件 2）にほぼ等高に接面しており、間口約 6 m、奥行約 22 ~ 30 m のほぼ長方形地で、地勢は概ね平坦である。
- 2 対象物件 2 は、幅員約 4 m、奥行約 44 m の舗装私道（共有で持ち分 2 分の 1）で、南側の対象物件 1 と北側の村道（大割線）をほぼ等高に接続し、地勢は概ね平坦である。
- 3 境界については、隣接地所有者との協議が必要である。
- 4 主要な公法上の規制等は、次のとおりである。
  - ・都市計画区域（非線引区域、用途無指定、建ぺい率：70%、容積率：200%）
  - ・風致地区の指定地外
  - ・自然公園法の地域外
  - ・忍野村景観条例の景観計画区域内
  - ・供給処理施設
    - 上水道 使用可能区域内 引き込みなし
    - 下水道 公共下水道処理区域内 下水管引き込みなし
  - ・土砂災害警戒区域外
- 5 「忍野村洪水・土砂災害ハザードマップ」によると対象物件 1 は最大浸水深（想定最大規模）0.5 m ~ 3.0 m 未満、対象物件 2 は 0.5 m 未満のエリアにそれぞれ該当する。
- 6 埋蔵文化財包蔵地には該当しない。
- 7 対象物件 1 の北西側に電柱が 1 基設置されており、東京電力パワーグリッド（株）大月支社に確認したところ、現所有者と電柱等の設置契約をしており、電柱敷地料は年 1,500 円で、令和 9 年 3 月分までの 11,750 円を、現所有者に対し支払い済みであると文書で回答があった。
- 8 対象物件の所有者に土地使用状況について照会したところ、現在誰にも貸していないと令和 7 年 10 月 15 日に文書で回答があった。
- 9 対象物件 1 について忍野村農業委員会に照会したところ、現況農地であり、農業振興地域の整備に関する法律における規制が適用される農業振興地域内、農用地区域内に該当すると文書で回答があった。
- 10 対象物件 1 は、農地法による「農地」に該当するため、入札時に「買受適格証明書」の提出が必要である。買受適格証明書は、忍野村農業委員会に申請すること。
- 11 消費税及び地方消費税については、非課税財産である。
- 12 公共交通機関等について
  - [最寄駅] 富士急行線「富士山」駅から約 6.6 km
  - [最寄バス停] 富士急行路線バス「富士見橋南」バス停から約 0.3 km

<その他>

- ・当該物件については、関係公簿等を閲覧するほか、現地調査などを十分行ったうえで、公売に参加してください。
- ・山梨県暴力団排除条例により、公売財産を暴力団事務所の用に供することはできません。
- ・忍野村は引渡しの義務を負いません。
- ・忍野村は公売財産について、瑕疵(かし)担保責任を負いません。
- ・公売財産内の動産の撤去、占有者等に対しての明け渡し請求、前所有者からの鍵の引渡しなどはすべて買受人が行うこととなります。
- ・権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付した時です。ただし、農地等は農業委員会等の許可又は届出の受理があった時です。
- ・所有権移転登記は、買受人の請求により忍野村が行います。登録免許税など、所有権移転登記に係る費用は買受人の負担となります。